

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◇ 今回の対象者：地域支援体制加算の経過措置を適用した薬局
- ◇ 8月末までの「地域支援体制加算」経過措置終了後の届出について、追加のご案内がございましたのでお知らせします。
- ◇ 9月1日以降、経過措置に係る要件を満たしており、引き続き同じ区分で算定する場合は、9月13日(金)必着で届出書の提出が必要です。
- ◇ 9月1日以降、区分を変更して算定する場合は、9月2日(月)必着で施設基準変更の届出及び辞退の届出が必要です。
(例) 地域支援体制加算2から1に変更になる場合、
地域支援体制加算1の届出と地域支援体制加算2の辞退届を提出
- ◇ なお、地域支援体制加算の施設基準を届け出ている保険薬局に対し、九州厚生局から周知文書が送付されますので併せてご確認ください。
- ※ 令和6年5月以降に地域支援体制加算の施設基準の届出をされた薬局は、提出の必要ございません。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

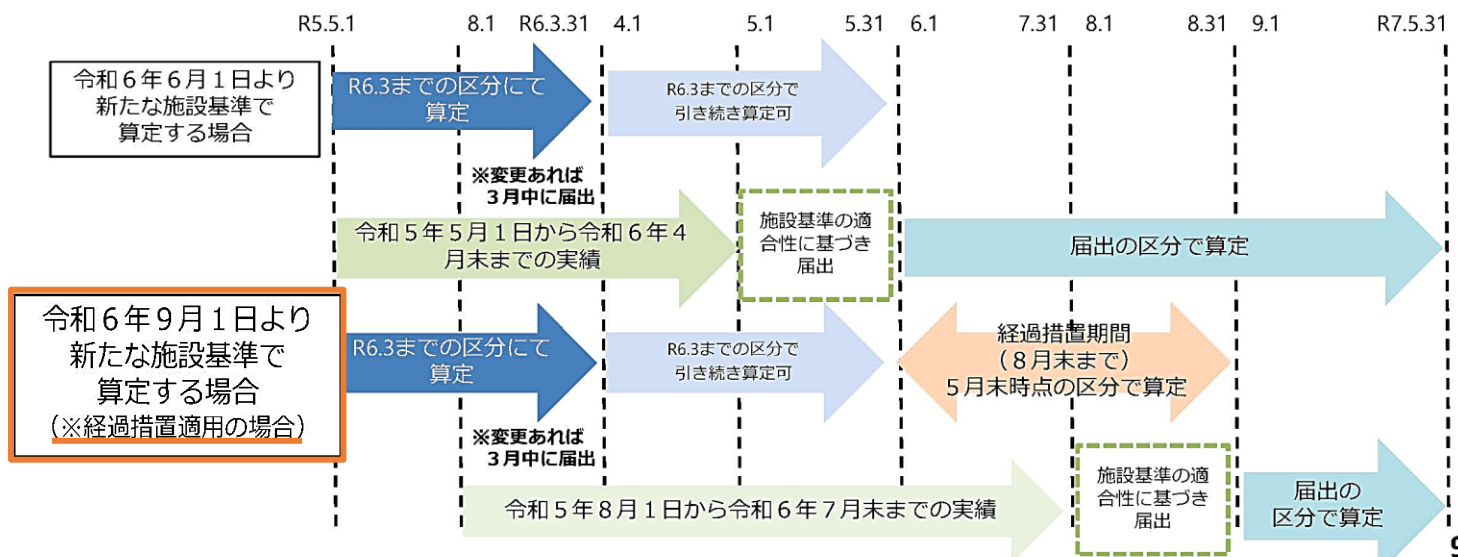
<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/94560/>

令和6年度診療報酬改定

調剤基本料等の届出時期・経過措置（2）

2. 令和6年度改定に伴う地域支援体制加算の経過措置と届出時期

- ◆ **令和6年6月1日より新たな施設基準に基づき算定する場合**
令和5年5月1日～令和6年4月末までの期間の実績を**令和6年5月2日から6月3日（最初の開庁日）までに届出**。
- ◆ **今回の改定で新たに追加・変更となった要件**
令和6年8月末まで経過措置が適用（5月末時点の区分による算定が8月末まで可能）
- ◆ **経過措置を適用する薬局**
令和5年8月1日～令和6年7月末までの期間の新基準に基づく実績を **同じ区分の場合は、9/13 までに提出
区分変更の場合は、9/2 までに提出**



(別添：県薬通知)

6 福薬業発第 2 0 7 号

令和 6 年 8 月 2 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 竹野 将行

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて
(追加案内)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして令和 6 年 8 月 2 0 日付け 6 福薬業発第 1 9 6 号にてお知らせしたところですが、九州厚生局指導監査課より追加のご連絡がありましたのでお知らせいたします。

経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合は令和 6 年 9 月 1 3 日(金)
〔必着〕ですが、施設基準変更（例、地域支援体制加算 2 → 1 または 1 → 2 へ変更となる
場合等）の届出及び辞退の届出を令和 6 年 9 月 2 日(月)〔必着〕にて提出をお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。